

返戻金制度について

●返戻金に関する事項

当社より紹介し採用された求職者が、早期退職した場合、頂戴した紹介手数料の一部を払い戻しする制度を設ける場合があります、以下を基本としています。ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取り決めを行う場合があります。

入社日から3ヶ月以内に本人都合による退職、または本人の責めに基づく解雇となった場合

1. 入社日から1ヶ月以内 50%を返還する
2. 入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内 25%を返還する

許可番号 : 27-ユ-304510
事業所の名称 : 株式会社SHARESL
事業所の所在地 : 大阪市福島区玉川2-3-16 C1127